

リニア中央新幹線の騒音に係る環境基準の類型の当てはめ方針（案）に係る意見

**【意見対象の箇所等】**

2 (3)

用途地域が定められていない地域であって、山林、原野及び農用地等リニア中央新幹線騒音から通常の生活を保全する必要がない地域

**【意見】**

①農地、山林、原野であっても、現在開発計画がされている地域及び今後開発が見込まれる地域については、類型を当てはめること。

②2 (3) の「～農用地等」のあとに、「で当該自治体の長の意見を踏まえ、」を追加すること。

※「用途地域が定められていない地域であって、山林、原野及び農用地等で当該自治体の長の意見を踏まえ、リニア中央新幹線騒音から通常の生活を保全する必要がない地域」

③山林にあっては、保安林のみとすること。

**【理由】**

①一度、類型の当てはめからはずされた地域に、再度類型の当てはめをすることが簡単にできないと想定されるため。

②農用地内の家畜等への影響も心配であるが、自治体の長の意見を反映させる部分がないため。

③開発の見込みがない山林と生活に密接している里山の山林を、同じ区分で類型の当てはめからはずすことは妥当ではないため。

**【その他】**

④dB 換算する騒音表記と認識するが、開業時または開業以降に当初想定されていない周波数特性などによる環境への影響が確認された場合は、これを反映するよう対応されたい。

⑤開業時点までに定められた環境基準が守られるよう、音源対策が行われることを強く望む。